

山岳部の利用のあり方検討会について

1. 背景

- ・関係行政機関では、登山道、トイレ、縄文デッキ等の整備・維持管理やし尿の全量搬出等の対策などを行ってきたが、利用者増加によって生じる問題は現在も顕在化している。
- ・質の高い自然の風景地の保護と質の高い利用体験の提供を同時に実現させることは、国立公園を所管する環境省の使命。
- ・一方で、山岳部の保護と利用の適切なバランスを定め、それを維持することは、持続可能な観光や自然との共生の実現として「屋久島憲章」、「屋久島環境文化村構想」などの屋久島で掲げられてきた理念の実行でもある。
- ・諸問題を解決するための中長期的な対策の方向性を定めることを目的に、山岳部の利用のあり方について関係行政機関が検討する“場”の設置を九州地方環境事務所が提案。
- ・平成 25 年度より検討を開始。

2. 検討会の位置付け

- ・位置付け…… 屋久島世界遺産地域連絡会議の作業部会
- ・検討体制…… 屋久島に駐在する行政機関の担当者レベル
世界自然遺産地域連絡会議レベル
- ・事務局……九州地方環境事務所（屋久島自然保護官事務所）

3. 検討事項

- ・短期的な課題…… 縄文杉周辺の再整備
- ・中長期的な課題…… 山岳部の適正利用とその管理のあり方の決定
 - 山岳部全体の保護と利用のあり方の検討
 - 提供する利用体験の“質”の検討
 - 利用の仕組み及び利用施設のあり方の検討

4. 検討会の進め方

- ・検討会の進め方は図 1 のとおり。
- ・直面する課題への現実的な対策を検討するため、地域関係者との協議や山岳部の巡視などを担っている担当者レベルでの検討を実施。
- ・担当者レベルの検討内容を関係行政機関の方針として決定するため、地域連絡会議レベルでの検討を実施。
- ・地域との調整は、地域連絡会議レベルでの検討結果を踏まえて、基本的に担当者レベルで実施。
- ・調整結果を踏まえた検討結果の変更については、担当者レベルで検討し、地域連絡会議レベルで検討内容を決定。
- ・地域連絡会議レベルでの検討結果や地域との調整を踏まえた検討結果の変更の際に、必要に応じて科学委員会に意見を求める。
- ・環境省による国立公園の適正利用とその管理のあり方に関する検討結果は、担当者レベルの検討から当該検討会にインプットし、検討内容の充実を図る。

図 1. 検討会の進め方

